

介護保険サービス事業者等に対する行政処分について

指定地域密着型サービス事業者に対し、令和 2 年 3 月 2 日付けで次のとおり介護保険法（以下「法」という。）に基づく指定の取消しを行いました。

1 対象事業者

- (1) 法人名称 マイクスコーポレーション有限会社
- (2) 代表者氏名 澤村 幹成
- (3) 法人所在地 福島市野田町字八郎内 55 番地の 1

2 対象事業所

- (1) 事業所名称 サポート 24 訪問看護介護ステーション
- (2) 事業所所在地 福島市野田町字八郎内 55 番地の 1
- (3) 事業所番号 0790100598
- (4) サービス種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

3 指定取消年月日 令和 2 年 5 月 1 日

4 指定取消理由

(1) 人員基準違反

常勤専従の管理者及び常勤看護師等を適正に配置していない。

(法第 78 条の 10 第 1 項第 4 号該当)

(2) 運営基準違反

看護サービスを提供するにあたって、定期巡回訪問介護看護計画に看護サービスが位置付けられていない、同意を得ていない、提供した記録がない、訪問看護報告書を作成し主治の医師に提出していないなど一連の業務を怠っていた。また、前回（平成 29 年度）の实地指導において指導したオペレーターの配置について改善されていなかった。

(法第 78 条の 10 第 1 項第 5 号該当)

(3) 不正請求

主治の医師の指示を受けず看護サービスを提供している、又は看護サービスを提供していないにもかかわらず、不正に介護報酬を請求した。また、同一建物減算に該当する請求を適切に行わなかったことで、不正に介護報酬を請求した。

(法第 78 条の 10 第 1 項第 9 号該当)

(4) 虚偽の報告

常勤配置が必要である看護師等の配置について、常勤を満たしていないにもかかわらず、監査において常勤である旨の偽造書類（出勤簿、勤務表）を提出し、虚偽の報告をした。

(法第 78 条の 10 第 1 項第 10 号該当)

5 事業者に対する経済上の措置

本件で認定している不正請求に対し、返還金の徴収及び自主返納（過誤調整）を求めることとする。

6 欠格事由該当者（法第 78 条の 2 第 4 項第 6 号該当）

代表取締役 澤村 幹成

ほか、令和 2 年 1 月 20 日から前 60 日以内に当該法人の役員等であった者。